

# 医療情報取得加算について

当院はオンライン資格確認について、下記の整備を行っております。

- ☑ オンライン資格確認を行う体制
- ☑ マイナンバーカードを活用し薬剤情報や手術情報などの診療情報を取得・活用して診療等を行う体制

令和6年6月～

**医療情報取得加算**を算定いたします。

## 【初診時】

- 加算1：3点（健康保険証にて受付した場合）  
（マイナンバーカードで受付し、情報活用に同意がない場合）
- 加算2：1点（**マイナンバーカードを提示し、情報活用に同意した場合。**  
**または他の医療機関から情報提供を受けた場合）**

## 【再診時】 3か月に1回算定

- 加算3：2点（健康保険証にて受付した場合）  
（マイナンバーカードで受付し、情報活用に同意がない場合）
- 加算4：1点（**マイナンバーカードを提示し、情報活用に同意した場合。**  
**またはほかの医療機関から情報提供を受けた場合）**

当院は診療方法を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めております。正確な情報を取得・活用するためにマイナンバーカードによるオンライン資格確認等の利用にご協力お願いいたします。